

みんなで築く
地域福祉の
まちづくり

かほく市 社会福祉協議会

社会福祉法人



社会福祉協議会って？

福祉って自分には関係ない…とっていませんか？
福祉は、みなさん一人ひとりの為のものなのです。
社会福祉協議会は、全ての人が健康で、生きがい
を持って充実した毎日を過ごす
ことができるようにあらゆる角
度から「支援」をする民間の法
人組織です。



地域福祉って？

住み慣れた地域のさまざまな福祉の問題をみんな
で考え、協力して解決を図り、誰もが安心して暮
らせるまちづくりを進めることです。

社会福祉協議会では、市内3地区
に本所と支所を設置し、民生委員
児童委員をはじめ、地域ボラン
ティアなど皆様のご協力により身
近な地域福祉活動を推進しています。



社協とは…？

住民の住民による住民のための福祉のまちづくりを目指して

戦後間もない1951年(昭和26年)に社会福祉の基本的事項を定めた、社会福祉事業法が制定され、公的な性格を持つ民間の福祉団体として社会福祉協議会が誕生しました。

2000年(平成12年)6月に社会福祉事業法が改正され、社会福祉法として施行されるとともに、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体と明記されました。

民間組織としての『自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性』という、2つの側面をあわせ持った組織で、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行い、現在まで一貫して地域福祉活動の中心的な役割を担ってきました。

住民主体の理念に基づき、様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう福祉のまちづくりを目指しています。



法的位置づけ

社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけの変遷

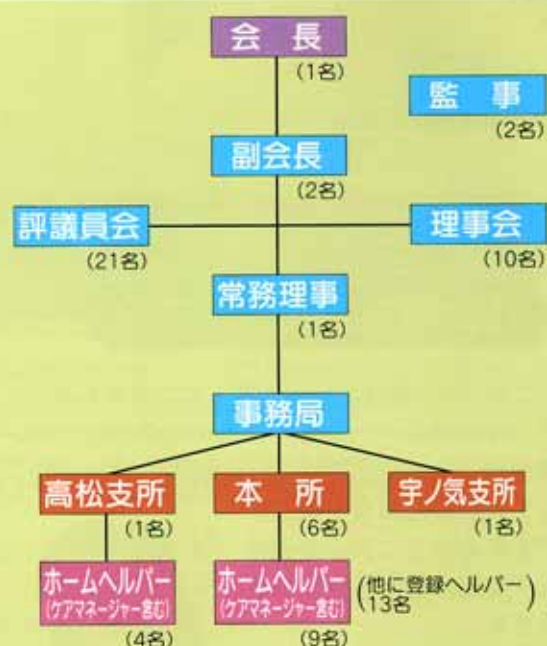
- 昭和26年 社会福祉事業法制定
- ・第74条に都道府県社会福祉協議会、第83条に全国社会福祉協議会が法制化された。
- 昭和58年
- ・第74条に市町村社会福祉協議会が法制化された。
- 平成2年
- ・第74条に指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が法制化され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。
- 平成4年
- ・第74条に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が、都道府県指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として加えられた。

社会福祉法第109条における社会福祉協議会の目的とする事業

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助。
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成。
- ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。

(平成12年 社会福祉法へ改正)

組 織



かほく市社会福祉協議会の 会員会費制度へのお願い

平素よりかほく市社会福祉協議会の活動に対し、あたたかいご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と、明記されており、地域住民や社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織し、活動することを大きな特徴としています。また、社会福祉法人という民間組織としての自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ちながら全国的な組織につながるネットワークで「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して活動を展開しています。住民総参加のもとで、地域福祉の輪を大きく広げて行くものでありますので、「会員会費制」の取り組みに皆様方のあたたかいご賛同をよろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人

かほく市社会福祉協議会 会長 宮前 昭夫

〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10

(かほく市七塚健康福祉センター内)

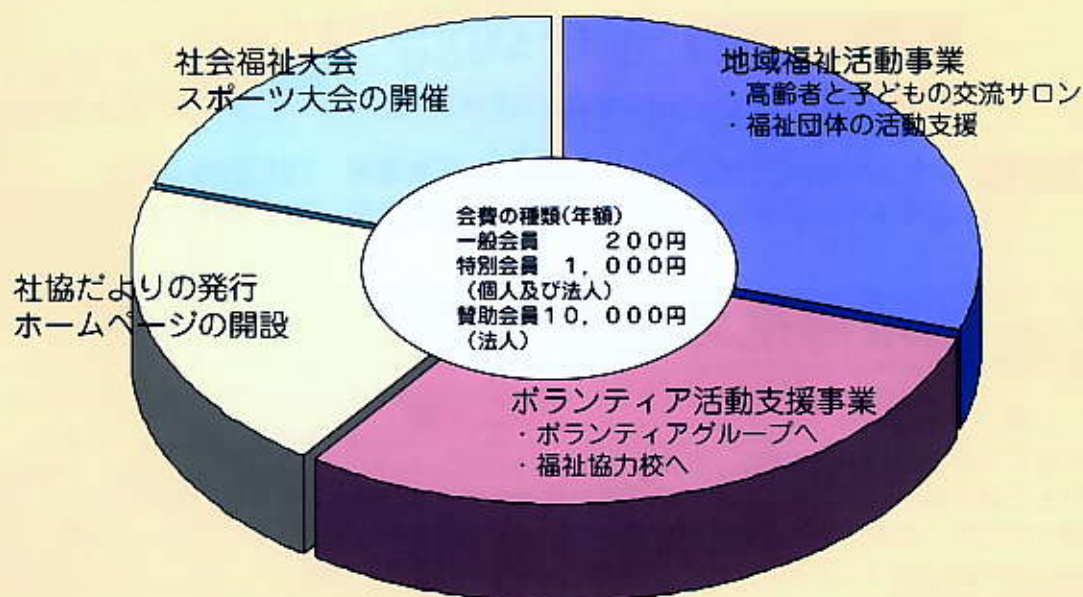
電話 285-8885 FAX 285-2049

住民総参加で福祉のまちづくり

◆社会福祉協議会会員とは・・・？

社会福祉協議会の事業にご理解・ご賛同いただき、地域福祉活動を支えるための事業資金として、一定額の会費を納入していただいた方を会員と呼びます。

◆会費は何に使うの・・・？



◆ 会員の募集及び納入方法については、各町内会・区に一任しています。

◆ 社会福祉協議会各支所でも受け付けています。

介護保険サービス

ご家庭での介護について、お気軽にご相談ください。

1

居宅介護支援

要介護認定の申請、ケアプランを作成します。

介護保険サービスを受けるためには、かほく市に要介護認定を申請し、認定を受ける必要があります。本会では、この要介護認定の申請を代行いたします。

また、ご本人やご家族のご希望を尊重した介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成し、デイサービスなどの介護保険サービス利用の手続きを代行します。

2

訪問介護

ホームヘルパーがお伺いし、介護いたします。

サービスの内容

身体介護サービス	●食事の介助	●入浴の介助
	●排泄の介助	●身体の清拭
	●衣類の着せ替え	●通院時の外出介助
生活支援サービス	●食事の支度	●生活必需品の買い物
	●衣類の洗濯	
	●居室の掃除、整理等	



サービス提供の方法 訪問の仕方やサービス内容により、次のような方法があります。

巡回型 1日数回訪問し、おむつの交換や体位の変換などの身体介護を行います。

滞在型 週に何日か、1回あたり1時間から1時間半程度訪問し、介護や生活支援を行います。

サービス提供の方法 介護保険制度のなかで、サービスを利用する場合は、まず、介護認定を申請し、要介護の認定を受け、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。この申請手続きとケアプランの作成は本会でできます。

利用料 サービス内容に応じ介護保険法に定められた一部負担が必要です。

お問い合わせ先

中央居宅介護支援事業所・中央訪問介護事業所 TEL 285-2883

高松居宅介護支援事業所・高松訪問介護事業所 TEL 281-3175

地域福祉活動団体紹介

かほく市母子寡婦福祉会です

かほく市母子寡婦福祉会では、会員を募集しています。

ひとり親家庭に対する支援制度等の研修会なども含め年間様々な行事を開催し、会員相互の交流を深めながら情報交換等を行っています。12月にはルネスでのボウリング大会（父子も大歓迎！）等も予定しておりますので、かほく市内の母子家庭のお母さん、ぜひ入会しませんか！

まずはお気軽にお問い合わせください。お待ちしております。



かほく市母子寡婦福祉会 事務局 TEL 285-8885
(かほく市社会福祉協議会内)

地域福祉活動団体紹介

かほく市手をつなぐ育成会

わたしたちは、知的障害のある人たち、子どもたちの福祉向上をめざす会です。一言では語れないくらい障害の程度は一人ひとり違いますが、みんなの活動拠点づくりに取り組んでいます。

～主な活動～

- ・親子療育キャンプ ・ふれあいコンサート
- ・バランスボールホースセラピー

今年は、新たにサマーホリディ(夏休み期間の保育)を1週間予定しています。

少しずつでも、地域の理解が深まっていくことを願って、前を向いて歩いています。



ハンディのある方々のための
ピアノとマリンバのコンサート

乗馬体験もしたヨ！



ホースセラピー

年会費1000円

入会の問合せ
ほのぼの健康館(寺嶋・東)
283-4098



- ◆靖国神社参拝と千鳥ヶ淵墓苑参拝旅行
主催:石川県遺族連合会 期日:10月22日～24日
- ◆戦没者遺児による慰霊友好親善事業
問合せ先:かほく市遺族会事務局(ほのぼの健康館内)
- ◆第8回特別弔慰金
今回提出率 約50%
資格があると思われる方は、窓口(ほのぼの健康館)でお問合せ下さい

かほく市遺族会

英霊の崇高なる精神を継承し、その偉業の伝承につとめることを目的としています。

平成18年度
かほく市戦没者慰霊式・追悼会

日時 8月24日(木)

場所 西田幾多郎記念哲学館

送迎バスを運行しますので、多数のご参列をお待ちしております。

かほく市脳卒中リハビリ友の会
「手をつなぎ リハビリの輪をひろげよう」

リハビリする人、この指とまれ！！
入会をお待ちしています！！



リハビリテーションは、単に体の機能回復を目指すものではありません。体が不自由になった人が住み慣れた家で家族と暮らし、できるだけ積極的に社会に出ていけるようにする事を意味しています。

脳卒中はほとんどの人が治っても後遺症として障害が残ります。またその障害も一人ひとり異なります。だれもが我が身の不運を嘆き、落ち込みます。寝たきりになる人も少なくありません。

“ひとりでよく悩まず、友の会に入るとともに励みましょう！！
仲間と頑張れば楽しくなります。”

活動内容

毎週水・金曜日に会員が集まり、スポーツや絵手紙教室などを行っています。

その他、グラウンドゴルフ・ベタンクなどのスポーツ大会、温泉一泊のリハビリ大会などいろいろな行事に参加できます。

詳しくは事務局まで・・・お気軽にご連絡ください。

かほく市リハビリ友の会 かほく市遠塚口52番地10

電話 285-8885・FAX 285-2049



共同募金とその配分

1

共同募金とは



共同募金は、社会福祉法により設置された社会福祉法人共同募金会という民間団体による、社会福祉事業のための募金運動です。



2

赤い羽根と
歳末たすけあい

赤い羽根募金と歳末たすけあい募金がありますが、いずれも共同募金です。

赤い羽根募金

赤い羽根募金は、社会福祉施設やさまざまな福祉活動を行う福祉団体やボランティア団体などに配分され、活用されます。

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、生活援護を必要とする人々が地域で安心して暮らせるように、また、地域福祉事業の支援として配分されます。

3

このように
役立って
います

地域社会の創意と工夫を生かした福祉サービスや地域の実情に即応した活動をしている民間の福祉団体、ボランティア団体などを支援するために使われます。

4

共同募金の
税制上の
特典

個人の寄付者には、所得税、住民税の寄付金控除が、法人の寄付金は全額が損金に算入することが認められています。



5

募金・配分の
状況

平成17年度「赤い羽根募金」、「歳末たすけあい募金」にご協力ありがとうございました。

10月より実施してきました共同募金運動には、皆様の温かいご理解と町会・区のご協力により総額5,787,822円の募金を寄せていただきました。

赤い羽根募金1,504,829円は県内・市内の福祉団体やボランティア団体などに配分され、活用されます。

歳末たすけあい募金4,282,993円は県内施設入所者の方、市内該当者の方に見舞金として有効に配分させていただきました。

平成17年度 赤い羽根募金配分予定内訳

(単位:円)

赤い羽根募金収入	募 金 内 容	募 金 額	赤い羽根募金支出	配 分 内 容	配 分 額
	地区別募金額	1,476,240		県内施設等配分(福祉活動費として運用)	566,000
	募金箱など	28,589		かほく市内配分(福祉活動費として運用)	938,829
	収 入 計	1,504,829		支 出 計	1,504,829

※石川県共同募金会へ納めた後、平成18年度配分として県内・市内の地域福祉事業に使われます。

平成17年度 歳末たすけあい募金配分実績一覧

(単位:円)

町内会・区会名		募金額
高松区	南町	50,000
	古宮町	119,100
	元町	26,400
	南新町	89,600
	流川町	22,400
	六軒町	29,200
	中町	18,000
	上北町	17,200
	北中町	22,800
	北新町	36,000
	岸川町	34,260
	桜井町	43,050
	下伊丹町	25,900
	上伊丹町	104,100
	東町	69,041
	旭町	81,100
	新旭町	22,000
	内高松	62,400
	長柄町	84,000
	若緑	11,200
	箕打	10,400
	元女	9,200
	黒川	13,000
	野寺	5,200
	八野	16,400
	瀬戸町	22,400
	夏栗	16,800
	中沼	70,000
	二ツ屋	65,000
七塚区	木津	320,000
	松浜	100,000
	遠塚	136,000
	浜北	120,000
	秋浜	104,000
	外日角	204,000
	白尾	320,000
宇ノ気区	森	36,900
	向野	62,400
	狩鹿野	24,800
	指江	55,260
	多田	10,800
	気屋	18,000
	上山田	22,000
	下山田	9,200
	鉢伏	24,000
	宇気(宇気公団含む)	148,000
	七窪	200,266
	宇野気	48,430
	大橋	106,145
	本町	26,770
	中町	30,204
	栄町	28,136
	曙町	56,569
	旭町	182,847
	内日角	225,035
	大崎	154,847
	横山	23,650
	谷	15,600
	笠島	47,697
	上田名	20,000
	余地	20,000
小計		4,077,707
その他	個人(2件)	110,000
	七塚生活学校	10,370
	宇ノ気鉄道少年団	20,112
	高松ライオンズクラブ	25,000
	外日角小学校	25,842
	募金箱	13,962
小計		205,286
合計		4,282,993

配分先区分		配分額
生活保護世帯	(44世帯)	220,000
要援護世帯	(70世帯)	350,000
要介護世帯(介4・5認定者)	(26世帯)	130,000
特別児童扶養手当受給者	(45名)	225,000
施設等入所・通所者		
老人福祉施設	(193名)	965,000
児童養護施設	(1名)	5,000
指定医療機関	(6名)	30,000
救護施設	(9名)	45,000
障害者 ①身体	(22名)	110,000
②知的	(78名)	390,000
③精神	(129名)	645,000
地域福祉・在宅福祉サービス事業		950,993
小計		4,065,993
事務諸費(封筒印刷・郵便料・訪問経費等)		217,000
小計		217,000
合計		4,282,993



老人福祉施設の入所者に励ましの言葉を掛けながら歳末たすけあい募金による見舞金を手渡す油野市長(市内 あかしあ荘)

こんにちは！ボランティアセンターです。



ところでボランティアセンターってなあに？
ボランティア活動のサポーターなんだよ！



「ボランティア活動の拠点」で、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人の互いのニーズをつなぐ、コーディネート事業を中心に、次のような取り組みを行っていきます。

★相談・登録・斡旋

活動を希望する人や、ボランティアを求めている団体や施設・機関からの相談を受付けます。また、ボランティアセンターへの登録をすすめ、活動紹介や斡旋を行います。

★情報提供

ボランティアに関する様々な情報の提供に努めます。

★ボランティア保険の取扱い

ボランティア活動中の万一の事故に備えて「ボランティア保険」があります。年間わずかな掛け金でボランティア活動中の傷害事故と賠償事故などを幅広く補償します。



わたしにも出来るボランティアあるかな？
コーディネーターに相談してみるといいよ！

学生パワー・定年退職後のパワー

地域福祉ボランティアで活かしてみませんか？

かほく市ボランティアセンターでは、皆さまからの情報をお待ちしています。ボランティアの募集や、ボランティアについての質問など、何でも結構です。お気軽にお問い合わせください。

かほく市ボランティアセンター
(かほく市社会福祉協議会内)
TEL 285-8885
FAX 285-2049 受付時間8:30~17:15
(土日祝日を除く)



あたたかいご芳志ありがとうございました。

次の方々より福祉向上にとご寄附をいただきました。

- ・喜多 嘉一郎 様
- ・石川かほく農業協同組合 様
- ・かほく市グラウンドゴルフ協会 高松支部 様
- ・気谷 勝幸 様
- ・白尾老人クラブ 様
- ・かほく市グラウンドゴルフ協会 宇ノ気支部 様
- ・リバーフェスタ 様
- ・昭三七会 様(車イス3台)
- ・かほく市まつり実行委員会 様 (平成十七年度分)

皆様からいただきましたご厚志は地域の社会福祉事業に活用させていただきます。 たくさんの善意に深く感謝申し上げます。



社会福祉法人 **かほく市社会福祉協議会**

本 所

〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10(七塚健康福祉センター内)
TEL (076) 285-8885 FAX (076) 285-2049

高 松 支 所

〒929-1215 かほく市高松ク40番地(高松社会福祉センター内)
TEL (076) 281-3175 FAX (076) 281-3146

宇ノ気 支 所

〒929-1125 かほく市宇野気二71番地2(宇ノ気保健福祉センター内)
TEL (076) 283-4098 FAX (076) 283-4116